



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課）…………… 1

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 2
- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課）…………… 3
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 3
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 3
- 民有保安林の指定・2件（森林管理課）…………… 4
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 4
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 5
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…………… 5

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・くらし安全課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・13件（南部土木事務所）…………… 6

### 収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定…………… 9
- 収用の裁決手続開始の決定…………… 9
- 公示による通知・2件…………… 10

## 規 則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第1号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

2,000平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,100,000円
---------------------	----	------------

を

2,000平方メートルタイプ工場使用料（Aタイプ）	月額	1,100,000円
2,000平方メートルタイプ工場使用料（Bタイプ）	月額	1,020,000円

に、「中核工場」を「1号棟」に、「関連工場」を「2号棟」に改め、同表に次のように加える。

高度技術製造業賃貸工場使用料（3号棟）	月額	2,300,000円
---------------------	----	------------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。  
平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
終の森整骨院（新川慶）	沖縄市安慶田四丁目7番13号1F	平成27年11月1日
SOLA 沖縄保健医療工学院附属スポーツ接骨施術院（牧村優香）	宜野湾市大山七丁目10番6号	平成27年11月13日
みやざと接骨院（宮里善大）	うるま市字塩屋423番地4石原店舗103	平成27年12月2日
りあ整骨院（奥間洋介）	与那原町字東浜97番地1 102	平成27年12月9日

### 沖縄県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

所在地の変更

指定施術機関の名称 （指定施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ゆーり針灸院（金城百合子）	南風原町字新川97番地4ハレカイルア203	南風原町字津嘉山304番地	南風原町字新川97番地4ハレカイルア203	平成27年11月1日

### 沖縄県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
りあ整骨院（我那覇吏紀）	与那原町字東浜97番地1 102	平成27年10月31日

**沖縄県告示第23号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成28年1月22日から同年2月4日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成28年1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
山城正輝	那覇市小禄	八重瀬町字志多伯国座原608番1ほか1筆
安里大哲	竹富町字南風見	竹富町字南風見大保良田280番1
前川寿史	名護市字幸喜	名護市字幸喜又原1242番ほか1筆
友利克也	南城市大里字稲嶺	南城市大里字稲嶺与田原298番ほか1筆
新城大達	八重瀬町字東風平	八重瀬町字具志頭大久田原777番1ほか1筆
赤嶺哲也	那覇市具志2丁目	八重瀬町字世名城前又原1072番
仲西栄二	糸満市字照屋	糸満市字福地前原295番1

## 2 申請年月日 平成27年12月24日

**沖縄県告示第24号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 土地改良区の名称 宮古土地改良区

## 2 認可年月日 平成28年1月4日

**沖縄県告示第25号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市仲原地区（村づくり交付金）の換地計画について、平成28年1月13日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間 平成28年1月25日から同年2月22日まで

## 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所

## 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**沖縄県告示第26号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予

定である。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿嘉籠2260番 1 から2260番 3 まで・2260番 5 ・2260番 6  
(以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風致の保存
- 3 解除の理由 国立公園事業用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第27号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿真浜脇527番 1、530番・534番(以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第28号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 島尻郡座間味村字阿真浜脇527番 1、530番・531番・534番(以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第29号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 基本測量を実施した地域 宜野湾市、那覇市及び沖縄市
- 2 基本測量を実施した期間 平成27年 8月24日から同年12月 2日まで
- 3 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）

**沖縄県告示第30号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県企業局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市及び南風原町
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年 1月 5日から同年10月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

**沖縄県告示第31号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年 1月 1日から同年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（航空写真撮影）

**沖縄県告示第32号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字登野城糸数原の全部並びに字登野城天川、山原、仲道、赤生及び中須目原、字平得西原及び仲村並びに字真栄里屋敷及び西原のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年 1月12日から同年 3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年 3月12日まで縦覧に供する。

平成28年 1月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年 1月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人子どもシェルターおきなわ
- 3 代表者の氏名 横江崇
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市泉崎 2丁目10番 3号泉崎つねビル303号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、虐待、非行、貧困その他の理由により居場所を失った子どもに対して安心して暮らせる場所を提供し、子どもに寄り添いながら子どもの自立を支援すること等、未来を担

う子どもたちが健全に成長するための事業を行い、もって子どもの権利を擁護することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月 1日 沖縄県指令南土第991号、平成27年10月16日 沖縄県指令南土第1061号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字兼城260番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市松尾1丁目12番13号 株式会社A S A K A 代表取締役 高野哲朗
- 5 検査済証番号 平成27年10月23日 N第609号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 8月18日 沖縄県指令南土第884号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字上田450番2ほか13筆及び450番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里石嶺町4丁目51番地2 株式会社沖建住宅 代表取締役 嶺井政則
- 5 検査済証番号 平成27年10月28日 N第610号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月 8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 2月 5日 沖縄県指令南土第105号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須27番3及び28番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1961番地の24MACHITABLD301号 仲宗根 慎
- 5 検査済証番号 平成27年11月 4日 N第611号
- 6 工事完了年月日 平成27年 9月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月11日 沖縄県指令南土第1310号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武1323番1及び1324番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字喜屋武1324番地の2 久米ユキ

- 5 検査済証番号 平成27年11月5日 N第612号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月19日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年3月27日 沖縄県指令南土第481号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里556番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1116番地南風原第2団地11-305 中村勤
- 5 検査済証番号 平成27年11月20日 N第613号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月11日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月28日 沖縄県指令南土第1266号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原349番4及び350番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字大名343番地1 座安雄大
- 5 検査済証番号 平成27年11月20日 N第614号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月13日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年1月29日 沖縄県指令南土第81号、平成27年4月21日 沖縄県指令南土第471号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安中前原241番4及び241番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市仲西三丁目7番7号 新里進一
- 5 検査済証番号 平成27年11月25日 N第615号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月30日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月3日 沖縄県指令南土第733号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間35番1ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字外間35番地1 神里昇
- 5 検査済証番号 平成27年11月27日 N第616号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 3月25日 沖縄県指令南土第305号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄109番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄2丁目3番地11サンハイツT302 上地健太
- 5 検査済証番号 平成27年11月27日 N第617号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 1月16日 沖縄県指令南土第49号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須1798番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城381番地の5メゾン大樹201 山城茂一
- 5 検査済証番号 平成27年12月 4日 N第618号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 2月16日 沖縄県指令南土第141号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平794番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字潮平776番地の6 株式会社共栄自動車 代表取締役 與那覇博史
- 5 検査済証番号 平成27年12月11日 N第619号
- 6 工事完了年月日 平成27年12月 4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月15日 沖縄県指令南土第1111号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根673番 7 及び673番 9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平254番地 3 シャトレ東風 3-D 玉城雅也
- 5 検査済証番号 平成27年12月15日 N第620号
- 6 工事完了年月日 平成27年12月 1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成28年 1月22日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月20日 沖縄県指令南土第1237号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根673番 8 及び673番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平634番地の 1 パレスアカリ103号 新城友透
- 5 検査済証番号 平成27年12月15日 N第621号
- 6 工事完了年月日 平成27年12月 1日

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 1月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線与那原幹線一部移設工事及び特別高圧送電線西友幹線一部移設工事裁決申請等事件
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
与那原町字与那原猫瀬原	2809番	墓地	-	135.27	9.41	注

注 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の2002、251、2001及び2002の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年12月17日

### 沖縄県収用委員会告示第 2 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年 1月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業 3・5・1号小禄赤嶺線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
那覇市字小禄長田原	849番15	宅地	22.93	23.13	1.27	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のG209、G210、B156-1、B92、B157-1及びG209の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
仲本安明	那覇市樋川1丁目30番26号2階
仲本和子	不明ただし、最後の住所那覇市宇栄原1029番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年12月17日

**沖縄県収用委員会告示第3号**

使用しようとする土地 与那原町字与那原猫瀬原2809番

土地所有者 不明 住所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

特別高圧送電線与那原幹線一部移設工事及び特別高圧送電線西友幹線一部移設工事裁決申請等事件に係る平成27年12月18日付け審理の開催についての通知書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成28年2月11日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年1月22日

沖縄県収用委員会

**沖縄県収用委員会告示第4号**

収用しようとする土地 那覇市字小禄長田原849番15

土地所有者 仲本和子 住所不明ただし、最後の住所那覇市宇栄原1029番地

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業3・5・1号小禄赤嶺線裁決申請等事件に係る平成27年12月18日付け審理の開催についての通知書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成28年2月11日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年1月22日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--